

平成28年



とまり

# 議会だより



第10回全国原子力発電所立地議会サミット (11月10日～11日)  
(東京都 品川プリンスホテル)

No.162

平成28年12月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 結城 智

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7

TEL 0135-75-3451

平成  
28年

# 第2回 定例会

会期 9月21日～28日

平成二十八年第三回泊村議会定例会は、去る九月二十一日に招集され、会期を二十八日までの八日間と定め、開会初日二十一日は、議長の諸般の報告と村長から行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、報告一件・議案三件を審議採決、その他の議案十一件と決算認定六件の提出理由の説明を受けました。決算認定については、監査委員から決算における内容審査の結果報告を受けた後、全員構成による決算特別委員会を設置し、内容審査を付託し延会しました。

二十六日は、一般質問が行われた後、決算認定を除く議案十一件を審議採決し散会しました。

二十七日は、決算特別委員会を開催し、付託された平成二十七年各会計歳入歳出決算六件を慎重審議の結果、いずれも認定するものと決定し、閉会しました。

その後、本会議を再開し、平成二十七年各会計歳入歳出決算認定の六件を承認、更に、意見案一件の審議採決を行い、全日程を終了し、会期を一日残して閉会しました。



## 報告

平成二十七年泊村財政健全化判断比率等の報告

監査委員による審査意見

□健全化判断比率の実質公債比率のみが、一・九%となっているが基準の二十五%と比較して下回っており健全な状態にある。

□公営企業会計の資金不足比率について、基準の二十%に比較しても資金に不足を生じていない状態にある。

## 審議した議案

教育委員会委員の任命について……………原案同意

泊村教育委員寺井義則氏の任期満了に伴う再任が満場一致で同意されました。

固定資産評価審査委員会委員の選任について……………原案可決

泊村固定資産評価委員会委員の三島静雄氏・武井大三氏の再任と本間芳男氏の新任が満場一致で同意されました。



工事請負変更契約の締結について……

原案可決

一、工事名

泊小学校大規模改修工事

(建築主体)

二、契約金額

一二七、九八〇、〇〇〇千円

三、変更後の契約金額

一三一、七七〇、八〇〇千円

四、契約の内容

普通教室の改修にあたっては、一部既存のものを利用する考えでいたが、破損や老朽化が著しいため、更新する。

①普通教室の正面家具及び窓下力ウインターの更新

②普通教室の既存壁の塗装の更新

③廊下に面する既存扉及び扉枠の塗装更新

④ダムウォーター上家の外壁塗装の更新

五、契約の相手方

草別・山二・川端特定建設工事共同企業体

代表者 草別組

代表取締役 草別 義昭

泊村手数料条例の一部改正について……

原案可決

地籍調査の成果等に関する公簿、図面の閲覧又は写しの交付手数料を定めるための条例の一部改正です。

泊村公職者に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給情報に関する条例の一部改正について……

原案可決

北海道の統計調査協議会がなくなつたため、泊村においても平成二十七年をもつて協議会を廃止したため、条例の中にある統計調査員に関する条項を削除するものです。

泊村在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について……

原案可決

関係法律の整備に関する法律の施行により、利用定員人十八名以下の「通所介護事業所」が「地域密着型通所介護」へ移行することに伴う条例の一部改正です。

泊村介護サービス事業条例の一部改正について……

原案可決

泊村老人ホームむつみ荘の改築に伴い、平成二十五年に住所が変更となつてゐることから、施設開設場所の変更が必要となつたための条例の一部改正です。

泊村地域イントラネットの設置及び管理に関する条例の一部改正について……

原案可決

設置及び管理に関する関連条文の整理を行うための条例の一部改正です。

泊村防災会議条例の一部改正について……

原案可決

泊村防災会議委員の任期を2年とするための条例の一部改正です。

泊村国民健康保険条例の一部改正について……

原案可決

地方税等の一部を改正する等の法律の公布に伴う国民健康保険条例の一部改正です。

## 補正予算

平成二十八年古宇郡泊村一般会計補正予算(第五号)について……

原案可決

歳入歳出それぞれ一〇、〇〇〇千円追加し、総額四、〇四〇、一五八千円としました。

平成二十八年古宇郡泊村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について……

原案可決

歳入歳出それぞれ五九四千円を追加し、総額八三、六六九千円としました。

平成二十八年古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)について……

原案可決

歳入歳出それぞれ一九、八七四千円を追加し、総額三五〇、二二九千円としました。

## 意見書

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書……

原案可決

## 決算認定

平成二十七年古宇郡泊村一般会計歳入歳出……

決算認定

歳入総額 三、九四七、五九三千円

歳出総額 三、六二九、四七四千円

差引額 三一八、一一九千円

(財政調整基金積立金) 九二、六八〇千円

(繰越明許費繰越額) 一八七、四二〇千円

(事故繰越繰越額) 三八、〇一九千円

平成二十七年古宇郡泊村国民健康保険特別会計歳入歳出……

決算認定

歳入総額 八〇、〇三五千円

歳出総額 八〇、〇〇四千円

差引額 三十一千円

## 条例の改正

泊村税条例の一部改正について……

原案可決

地方税法等の一部改正に伴う、所要の改正です。

## とまり議 会 だ よ り

平成二十七年古宇郡泊村簡易水道事業特別会計歳入歳出……………決算認定  
 歳入総額 四三、三五九千円  
 歳出総額 四三、二九二千円  
 差引額 六七千円

平成二十七年古宇郡泊村集落排水事業特別会計歳入歳出……………決算認定  
 歳入総額 六二、三一二千円  
 歳出総額 六二、三〇八千円  
 差引額 四千円

平成二十七年古宇郡下水道事業特別会計歳入歳出……………決算認定  
 歳入総額 三〇五、一五三千円  
 歳出総額 三〇五、一二七千円  
 差引額 二六千円

平成二十七年後期高齢者医療特別会計歳入歳出……………決算認定  
 歳入総額 二七、一七〇千円  
 歳出総額 二六、四四一千円  
 差引額 七二九千円



## 一 般 質 問

梅庭 英良 議員

□ 副村長について

□ もいわ荘の跡地利用について

大橋 芳之 議員

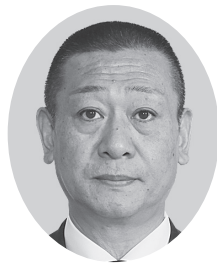
□ 泊村防災訓練について

□ 職員教育について

□ 茅沼診療所の医療体制について

梅庭 英良 議員

副村長について



副村長につきましては、平成二十四年八月十日、田村副村長が辞職されて以来、空席となっており、対外的にも不自然な状況となっております。

今年三月の平成二十八年第一回定例会において、私が質問した時には、「庁内の職員を第一に考え、打診しながら早急に決めて行きたい」と回答されたところですが、未だ決まっていないうちに見受けられますが、現在、どのような状況にありますか。

また、いつ副村長が決まるのか。お教え願います。

牧野 村長

前任者の副村長が退任されて以来、今日においても、空席となっておりますことに、大変申し訳ないと思っております。

基本的には、職員及び村内からの方々に副村長を選任させていただきたいと、議会でもお話しさせていただいたところでございます。

これまで、何人かの職員にお願いしてまいりましたが、それぞれの職員が、副村長になった場合の自分の生活、更には、年齢の立場を考慮してか、受け入れてくれる状況になかった状況にございます。

私の立場からすると、今の私の村長では、というふうな考え方も、職員はあるのかなどこのように思っております。

副村長は、当然、村政に執行する重責にありますから、村長と両輪の立場にあるということを考えて行くと、難しい立場にあると考えているようでございますし、私自身、村の状況を考慮してくれる職員を選任させていただきたいなど、このように思っており、それぞれの職員にお話しを申し上げているところでございます。

早目に、副村長を引き受けて下さる方を、時期的なことは、お話し申し上げられませんが、選任に対する体制に努力してまいりたいと思っております。

梅庭英良議員(再質問)

四年一カ月、そして、私が、三月に質問してから半年、いろいろ努力されているということですが、その努力の仕方が、実を結ばないということの現実、大変これは厳しいものであると思っております。

が、他町村に聞いても、泊村には副村長がない。これは、事務を進める上で困るし、副村長がいなくても、問題がないと間違った考え方で、住民にも持たれていると困るとの声が聞かれますが、そしてまた、一部の職員からも、事務を進める上で、副村長が早く決まって欲しいとの意見も聞かれるというところで、村長も、答弁されておりましたけれども、その中でも、その副村長の必要性ということについて、どのように考えているか。淡々というように話で言っている現実を見た時には、要するに、一緒に、共に、この行政に関して、いろいろと行政機関の仕事をする上で、個人的な事でもあるかもしれないけれども、一緒にやってくれる、くれない、どちらかだと思えます。

しているのは、いかがなものかというの、私のみならず、住民の方々も、やはり不安に思うし、当然、庁内の職員の方々も、そういうふうに見受けられます。

以前、道の方にもお願いをすると言っておりましてけれども、その道の方にはお願いをしていたのでしょうか。お伺いします。

牧野村長

当然、前にもお話し申し上げましたけれども、道の方にもお願いをしています。

梅庭英良議員(再々質問)

質問が三回までとなっておりまして、いろいろ厳しいものもあるのですが、道の方にお願いますというのは、その前に庁内の方々にお願いをしていると思いますが、それは、何名くらいにお願いを、断られて、そして、道に、何回お願いを、そういう立場の方々を選任してもらえようなど、自分で足を運んで行ったのかを具体的に、お答え願いたいと思います。そしてまた、今後、やはり四年も不在ということであるならば、もう早急に

決めなければならぬのは、当然わかっていて、決めるかということも、再度お伺いしたいと思います。

牧野村長

道の方には、大体後志支庁の局長の所に出向いて、これは、道の方の仕事で行った時には、必ずその辺のことをお話し申し上げて、回数、何回行ったかと言っても、四回も五回もある訳でございますけれども、それなりに、お話ししてお願いをしております。それから、職員については、四人程お話し申し上げてきております。

そういう中で、事情は、今、お話しした内容でございますけれども、時期的なことについてということになりますと、私は、やっぱり早目ということしかお話し出来ない訳ですけれども、それなりに協議をしながら、受け入れる相手の関係もございまして、そこから辺を含めた中で、早く選任出来ればなど、このように思っているところがございます。

ご回答になるかどうかは別にしましても、そういう形で、対応して行きたいと努力してまいりたいとこのように思っております。

梅庭英良議員(再々々質問)

再度確認します。副村長は、いつ決めるのか、お答え下さい。

牧野村長

大変申し訳ございませんけれども、その方とお話しをしていて、時期的にどうなのかということ、今、ここでお話ししたとしても、いろいろとずれ込む事もございますし、そこら辺を勘案すると、今、こうやって議会でお話し上げると、「いや、あの時はこう言っただんじやないか。」ということをご指摘されるということになれば、うまくないと思っておりますので、早目に進めて行きたいと、そういうことで捉えていただきたいなと、このように思っております。

## 梅庭 英良 議員

### もいわ荘の跡地利用について

現在、もいわ荘の解体工事が進められているところですが、村長は、今後この跡地をどのように活用していくか。お考えを聞かせ願いたいと思います。

牧野 村長

もいわ地域は、ご承知のとおり、西積丹の国定公園に指定されて、現在に至っております。

環境を考慮した場合に、どここの観光地でも、諸条件の中には、駐車場を必要条件となっております。

このことから、今の跡地については、村営運営の駐車場として、整備を計画させていただいており、これについても、議会の皆様に、お話しを申し上げながら協議する必要があると思うのですが、冬の期間は、除排雪ということを考えてありますので、駐車場に、支障のないような形で、一部、堆積場と

しても、利用して行かなければならぬのかなと考えております。これからということについては、いろいろと協議をさせていただきながら、検討して行かなければならないかと、思っております。

梅庭英良議員（再質問）

跡地については、今、村長は、駐車場を考えておるといふ答弁でございました。

いろいろと各地域に仕事柄回っておりますと、「もいわ荘は、今、解体しているけれども、あの温泉が、もう一度、日帰り入浴でも何でもいいから、そういうのが出来ないかね。何か事がある時に聞いてくれないかね。」という住民の声もあります。

いろいろ赤字経営で、ああいうふうな形で、今現在は、解体工事になっておるところでございますが、駐車場だけではなくて、また、村長、村とする

ならば、日帰り入浴、その温泉を利用して、何かかしの形で、温泉と考えることは、あるかどうか、お伺いしたいと思えます。

牧野 村長

このもいわ荘の施設をどうするかという時には、私自身は、職員との話の中で、日帰り温泉ということをお話したことがございます。

しかし、いろいろと協議した関係の中で、まず、この跡地については、十分村からのどうのこうのということなしで、きちんと協議した中で、今のこのもいわ荘の開発をどうするかということを含めたことを検討して行かなければならないのかなとこのように思っております。

あの跡地は、ご承知のとおり、温泉施設でございますから、源泉もありますし、今も利用している施設が二つ程ありますけれども、それはそれとして、当然、温泉源泉は、茅沼にもありますので、そこら辺を含めた中で、いろいろと検討して行く必要があるのかなとこのようにも思っております。

さらに、避難道路というふうな形で、今、あと八年後には、道道茅沼通線が完成する運びにもなりますので、そういう関係を踏まえて行くといふいろいろと考える余地もあるのかなということも

含めまして、総体的な関係で、これから、協議して、地域住民の方々のご意見も踏まえた中で、進めて行かなければならないのかなと思っております。

梅庭英良議員（再々質問）

いろいろ協議うんぬん検討されているという答弁でございますが、まだ考えて行かなければならないというのは、多々あると思いますけれども、一応、大切な村の財産ですので、有効活用されるように、心からお願ひ申し上げますと共に、いい形で、また審議されて、いい形で、全ての事がいくように、考えていただきたいと思います。





## 大橋 芳之 議員

### 泊村防災訓練

#### について



#### 大橋芳之議員（再質問）

福祉協議会等にも、この要支援者の方々の名簿を提出させていたいただいており、今後におきましても、情報の共有を図ってまいりたいと思っております。

三回目ということなので、回数も浅いですが、この支援を要する方をどうするかという部分が、具体的に見えて来ていませので、今回、取り上げてみました。

その中で、参考になる何かのマニュアルみたいなものはないのかということ、調べましたら、こは、原子力発電所がありますので、それに、絡む原子力の防災計画の中では、一体どういうようなことを謳っているのかということ、調べました。

先程、村長の答弁にも、一部ありましたけれども、原子力防災計画では、要支援者については、名簿を作成し、定期的な情報を更新する。そして、避難にあたっては、消防・警察・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織などの協力を得ながら、避難の支援、避難訓練を実施するという、こういう計画にはなっています。

ただ、今、村が想定している、地震が起きて、津波が来るという状況の下で、果たしてこういう計画が、実際にできるのかなという、すごく疑問が生じる訳です。

当初、村は、津波が、確か一〇分以内に到達するという事で、この村の避難訓練は始めたと思っております。

この一〇分の時間の中で、果たして、この警察だとか、消防だとかという、そういう組織をまとめて、要支援者の所に、救助にあたるということは、どう見ても時間的には不可能だろうとい

ます。

地域別では、第二地域が二人、第三地域が四人、第五地域が二人、第六地域が三人、第七地域が二人、第八地域が五人、白別地区が二人、茅沼の第十一地区が三人、炭鉱地区が二人、そして、渋井地区が六人、堀株地区が一人ということ、計三十二人なっております。

それから、要支援者の避難方法についてということですが、これにつきましても、私も、避難行動要支援者という言葉で話させていたいただいておりますが、地域の方々については、同居の家族がいらっしゃる方々、さらには、近所の方々にお願ひして、これも、地域会とお話の中で、両者に了解を得て、現在おります。

なかなかこういう方々の名簿というのは、公開できる状態ではございませんけれども、関係する団体、特に、こういう避難ということになりますと、特別な事案でございますので、地域会長、民生委員、それから、警察、社会

泊村では、三年前から、「北海道南西沖でマグニチュード七、八の地震が発生し、震度六強の地震と高さ一〇メートルの津波に襲われる」との想定で、全村を対象にした防災訓練を行っています。

万が一津波が発生した場合、最初に、被害を受けるのは、自ら避難する事が困難な者で避難に支援を要する要支援者であると思えます。

そこで、  
一、各地域における要支援者の数について  
二、要支援者の避難方法について  
村の考え方をお伺い致します。

#### 牧野 村長

泊村防災訓練についてということ、二点程ご質問がございました。まず一点目の各地域における要支援者の人数ですが、三十二名いらっしゃい

うことが、当然考えられます。

そうした場合に、誰が、実際問題、スムーズに、要支援者の方を救助できるのかということ考えた場合は、やはり、地域の住民の方ではないのかというふうに思うんです。

地域の方は、地震が起きた、津波が来るといふ情報が入れば、すぐ必要最低限の物を持って、避難行動できる訳です。

そうした場合に、近くにいる要支援者の方を、何人かで協力すれば、一緒に避難できます。こういう体制が、一番スムーズに考えられるのではないかと思います。そうなのですが、こういうことは、先程、村長の答弁の中にもありましたけれども、一体、そういう地域住民の力を借りる場合に、行政は、どのような形で、その役割を果たして行かなければならないのかと考えていますか。

## 牧野村長

私の最初の答弁の中で、漏れていたところがございますので、申し訳ないなと思っておりますが、それぞれの要支援者三十二名に対して、近所の方々ということ、双方の承諾を得て、名簿を作っております。

だから、Aさんの所には、その地域

のBさんをお願いするというような形の名簿が、それぞれ出来上がっております。

それについても、これは、言ったとか言わないとか、お願いしたとかしないとかということにならないように、きちんと、書類を要支援者の方にお渡しして、この方が、支援するような形をとっていきますよと、そういう形で、支援する方についても、この方にお願いをするということでの書類を交わすことで、今、話しております。

一応は、名簿の方には、両方の方々の承諾を得て、記載したものを、今、言った、それぞれの機関に、添付して、提出してございますので、それで良いかということには、決してならないだろうと思えますので、そういうことを含めた中で、来年の訓練には、全員がある程度できるかどうかは別にしましても、体制づくりをして行かなければならないなど。

今までは、健常者の方々が、避難して来るといふような状態でおりますので、今度は、そういう方々の体制づくり、防災体制づくり、避難体制づくりを進めて行きたいなと思っております。

## 大橋芳之議員(再々質問)

それで、ちよつと確認をしたんですけど、要支援者を救助する体制が、ある程度できていると、今、おっしゃいましたけれども、それは、地域会を通してやっていることではなくて、個人的に、例えば、Aさんを救助するには、その家族を含めて、何人かの方にお願ひしているという形ですか。

きちんと地域会も関わって、そういうことをやっているかどうか、それとまず一つ確認をしたいと思います。

今、村長の答弁ですと、要支援者に対する体制づくりは、ある程度進んでいるという話でしたけれども、私は、やはり、結論としては、それで良いんですけれども、行政が、一番要支援者に関する情報を掴んでる訳ですから、その情報を地域会を通して、それぞれの要支援者がいる周りの人たちと連携を作って、しっかりとした体制づくりをやって行くというのが一番ベストな方法ではないのかと思うんです。

そういうことで、村でも、ある程度そういう計画で、今、進めているという事です。今後、さらに、その辺を深く掘り下げていただいて、その体制づくり、そして、それに対する検証をしていたきたいと思います。

それともう一つ、最後にお願ひがあるのですが、今年で三回目になりますけれども、段々参加人数が減ってきていますよね。

私の手元には、二十六年の参加者の人数がないんですけども、二十七年には三一九名、今年が二五二名ということで、一八%から一四%に落ちてきています。

やはり、私、思うんですが、一つテーマをきちんと決めて、それを住民に周知して、そして、取り組んで行くということをやらないと、ただ漠然とやっているだけでは、段々マンネリ化するのではないのかなという感じでありますので、その辺も、今後の防災訓練の在り方ということで、一つ検討をお願い致します。質問を終わりたいと思います。

## 牧野村長

今の話の中に、地域会には、お話しされていますかということについては、地域会の方には、お話しはしていません。

これにつきましては、当然、私がお話ししたように、地域会にただ名簿をやっているだけではうまくないので、そこら辺も全部話をして、地域会の協力を求めて行きたい。

それと、来年度以降については、参



加人数が少ないということでお話しされておりますけれども、その日の状況によっては、なかなか集まらないということもあるかと思えますけれども、きちんと、テーマをもって、今年、こういうことを重点にとかという、

それらを含めた中で、防災訓練を進めて行きたいと思っております。これは、当然、村として、進めて行かなければならない事案でございますので、そういう体制で持って行きたいと思っております。

## 大橋 芳之 議員

### 職員教育について

職員教育は、組織にとつて普遍的な課題であり、今、自治体が置かれている環境は、「地方分権への対応」、「行財政改革の推進」、「職員の自己改革」といった、事務の実施において、常にコスト意識を持つてあたることが求められています。

また、職員の地域活動道への参加による地域住民との協働(協力)して働く、パートナーシップ)も重要になっていく観点から、特に、職員教育の必要性が高くなっていると考えられます。そこで、本村の職員教育の取り組み状況について、村長にお伺いを致します。

### 牧野 村長

ご承知のとおり、私どもは、地方公務員として、毎年、後志町村会主催の研修に職員を受けるような形を執っております。

新規採用には、基礎研修、採用五年目には、中級研修の実施を進めており、特に、新採用の職員には、その他に、ビジネスマナーとか電話対応研修の受講とか、社会に適應できる職員の育成及び村独自の研修も進めていることは、ご承知のことと思っております。特に、地域活動への参加についても、認識がない職員には、地域住民の必要であるということを自覚してもらうと

いうことが、これは基本でございますが、とにかく、地域で貢献できるような指導を進めて参りたいと思っております。

今日の私どもは、地域住民の福祉向上が、地方公務員としての基本的な姿勢でありますので、その仕事に対しては、必死に仕事を励んでいると、私は認識しております。

一部の職員の態度について、社会的及び道徳的な面に欠けているというようなどころも見受けられるということで、ご質問があったと、私なりには考えておりますけれども、今、お話ししたように、職員に対しては、それぞれの職員の自覚、自己検査が必要であると考えており、一層指導してまいりたいと思っております。

### 大橋 芳之 議員 (再質問)

今の答弁ですと、それぞれ新人、それから、中級・上級それぞれの年数に応じた研修はやっていますよという村長の答弁ですが、私も、村の職員に関する、そういう教育に関する規程というものはないのかなというところで調べたら、「泊村職員研修規程」というのがあります。それも、たった3ページしかないんです。中身は、どういうことを書いているかと言うと、研修区分と研修内容、主に仕事に携わる行政

上の法令・税務・福祉・会計などの専門知識を習得しようということの教育の内容しか書いてないんです。果たして、これで、村民を相手にする職業として、もちろん、専門的な知識を得る、習得するというのは、仕事柄必要ですけれども、私は、もうちょっと考え方を変えて、今、言いづらいことですが、泊の役場の中を見た場合に、どうでしょうか。

村民に対するコミュニケーションは、しつかり成り立ってまずでしょうか。私は、そこを皆さんに考えていただきたいなと思つて、この問題を取り上げたんです。

ちょっと古い話になるかもしれませんが、ちよつと古い話になるかもしれませんが、地方創生に関わる総合戦略のアンケートの中に、住民からの役場に対する不満の言葉が何点か載っていました。

少し紹介しますが、私も、「受付の対応が悪い。もっと笑顔で対応すべき」、「役場職員の愛想が悪いので、役場に行きたくない」、「役場に用事があつても、挨拶のできない職員が多い」と、このような記述がありました。

これは、どうですか、村長。私は、やっぱり、村民に対するサービスとか、そのコミュニケーションがしつかり成り立っていないから、村民の方が、こういうこと言うのではないですか。

村長の言う、それぞれ持ち場持ち場

の専門的な知識を深める、高めるための教育は、今までどおり、どんどんやって欲しいですが、こういう部分の教育というのは、今、私は、泊村には必要だと思えます。職員の資質の向上をこれをやつぱり力を入れて、私は、やっていただきたいと考えているんですけども、村長、いかがでしょうか。

## 牧野村長

議員のお話しの中で、役場を見た場合の村民とのコミュニケーションが足りない。

さらには、住民との接遇ということ、受付から、それぞれの職員の表情、それから、態度の悪さということも、アンケートにあるということのご指摘、これはもう、以前から、こういう話が出ている訳でございます。

議員は、力を入れて対応してもらいたいと、これは、当然のことだろうと、私は思っております。

私も、挨拶の時には、朝、職員、または、住民が来た場合は、必ず「おはよう」これはもう、当然、一日の始まりとして、やつぱり必要であるということを含めて、お話ししているんですけど、そういう面の教育というものを大人として、十分に認識が必要であるというふうに考えて、それが、欠如しているから、このような状態にあると

思っております。

それらに力を入れてということでの指導でございますけれども、これらについても、十分検討して行きながら、進めて行きたいと。明るい職場づくりということを目指した中で、対応できる形を執つて行きたいと思っております。

## 大橋芳之議員(再々質問)

村長の答弁を聞いていますと、人それぞれ意識に任せるというふうにか聞こえないんですけれども、それだつたら、いつまで経つても直らないんじゃないですか。

そういうことでしょうか。

だから、村長にやれとは言つてないんです。

できないんだつたら、専門の業者を頼んで、きちんと半年とか一年間スケジュールを作つてもらつて、それに沿つて、足並み揃えて、皆さんで改革して行こうという、そういう考え方になりませんか。

それぞれの意識にお任せしますだつたら、いつまで経つても、村長、変わらませんかよ。この泊村。

だから、私は、村長にやれとは言つてないんです。

専門の業者にお願ひして、このコミュニケーションスキルアップを皆さ

んで、一生懸命勉強して行きましよう。

そうしないと、村民から信頼される行政にはなりませんよということを私は言いたいんですよ。良いですか。

もう一つ言わせてもらいますけれども、昨年から、新しい人事評価制度というのが入りましたよね。

その中に、何て書いてあるか、言いますか。

人材育成の必要性ということで、「私たち職員は、組織内外の状況の変化に対応し、複雑化・多様化する住民ニーズを的確に捉え、それに応えるサービスを提供していかなければなりません」もう一つ、「村として、職員全員に、村民とのより高いコミュニケーションスキルを習得して欲しいと考えています」考えているだけじゃ何もできないんですよ。誰がやるんですか。これ。

村長が、リーダーシップを発揮して、自分でできないんですから、業者を使って、きちんと教育をすればいいじゃないですか。考えていますだけでは、何を向上しないですよ。行動しないと結果が表れないですよ。

少し考えて、取り組んでいただきたいと思ひます。

## 牧野村長

私の言葉足らずなのかなと思つておりますけれども、そういう考え方でいるということ、お話ししたんですけども、それなりの対応をしてまいりたいということで、お答えしてございますので、それが、業者に対してお願いしてやるのかやらないのかという以前の問題だと私は思ひます。

ですから、まず意識をきちんと職員で持つて、その中で、自分の職員としての欠けている部分については、専門性のある所にお願ひするとかという、そういう事も含めた中で、やつて行くという形で捉えていただきたいと思ひます。

とにかく、職員の中で、話し合いを十分した中で、そしたらどうするかという意識統一を図つた中で、進めて行きたいと思つております。

## 大橋 芳之 議員

### 茅沼診療所の

### 医療体制について

茅沼診療所の指定管理である溪仁会の訳が平成三〇年三月に終了します。

その後の医療体制をどのようにするか、村民にとって大変重要な関心事であり、また、新たな医療機関を探すにあたって、住民への説明と共通理解が必要であると考えますので、今後の医療体制について、村長の考えをお伺い致します。

### 牧野 村長

今現在、ご承知のとおり、溪仁会に指定管理をして、三〇年三月で終了ということになっておりますけれども、私は、基本的には、医療体制というのは、まず、今の環境であります、一般住民の医療のきちんと対応してもらえらるという医療体制、さらには、診療所に行けない方々に対しては、訪問治療、そして、本村には、老人ホームがございますので、いかなる時でも、老

人ホームとの情報交換をしながら、良好な入荘者に対する医療体制、そういうことを重要視してくれるところの診療所ということ、いつも私はお話しさせていただいております。

現在、いろいろと一般診療の中では、地域住民との受け方が厳しいというお話がございます。

こういうことになるということになりますと、逆に言えば、医療費の増高にも繋がる訳でございます。これらを十分考慮しながら、この指定管理の医療体制を進めて行きたいと思っております。

契約が切れるまで一年半になる訳でございますけれども、早目に対応できる形の中で、それぞれの機関と通じて、協議しながら、議員の皆さん方との話し合いをして、そして、方向性を確立して行きたいなと思っております。

### 大橋 芳之 議員

議長、質問ではありません。

確認をさせていただきたいと思えます。

村長、一つ抜けていませんか。

土日に対応するという話を前回していませんでしたか。

### 牧野 村長

その後の医療体制をどうするかということですか。

今、お話ししたように、この指定管理が解かれる期間までに、今、言った私の三つの医療体制を基礎とできる医療機関の体制づくりを進めて行けるような機関を決めるような形を執って行ければということで、そういう方向性で考えております。

### 大橋 芳之 議員

村長、この件は、九月の十二日の全員協議会で、村長の方から、考えが出て来たんですけれども、確か、私だけでなく、皆さんも聞いているから間違

いないと思えますけれども、老人ホームに入っている人を診ていただきたいというのはありました。

それから、訪問、往診をして診て欲しいという体制を求めます。

もう一つは、今、土日に医者がいないから、その無医村になる状況を解消したいという話ではなかったですか。この間の答弁と違うじゃないですか。

私の聞き間違いですか。

これ質問じゃないですよ。確認です。

議長、間違いないですね。というふうには、私、聞いたんですけれども、何で話が変わってくるんですか。

### 結城 智議長

村長の一回目の答弁で、まず、村民のいろんなニーズに答えられることと、それから、訪問診療、それと、老人ホームの入荘者に十分に対応できるような医療体制ということで、この三つの中に、土曜・日曜・祝日、これも、この三つの中に入っているという解釈で良いのではないですか。

大橋議員、言葉足らずです。

この三つの体制を求めて行く為には、勿論、これも入っているという認識で良いです。



大橋芳之議員(再々質問)

わかりました。

そうしたら、一般住民への対応の中に、そういう土日にも対応するという考え方が入っているという捉え方で宜しいですね。

それで、もう一回、村長の話を確認したいと思います。

まず老人ホームの入居者を診てもらえる体制ということで、一つ話があったと思います。

これは、診療所のすぐ横に老人ホームがありまして、養護が三〇名・特養が六〇名、それと村の独自の事業として、生活管理指導型の一〇室用意しておりまして、約一〇〇人の方が、毎日生活をしておられます。

この方々は、高齢者であり、健康に不安を持っている方が多い訳で、すぐ近くに、隣にお医者さんがいると状況を考えれば、入居者にとっては、精神的な抛り所となり、日々安心して暮らせるのではないかなということ、これは、至極当然で、村民の方も、そういうことで理解いただけるのかなというふうな解釈します。

二つ目、一般住民への対応ということで、極論を言うと、さっき言った、現在、週末になるとお医者さんがいない。もちろん、祝・祭日もいません。

そういう状況を解消しようという医療体制を求めようという話でした。

今正に、泊の診療所の現状を見た場合に、週末になると医者がないということに対して、村民の不安と不満というのが一番ここに集中しているのかなという思いではあります。

「住んでみたい、住んで良かった泊村」いうようなことを良く村長は言われますけれども、これを進めて行くには、常時、医者がある環境づくりを進めて行かなければならないというふうに思います。

次に、三点目。

訪問、往診をしてくれる医療体制。泊村の現状考えた場合に、どこの町村もそうかもしれないけれども、要介護者が、段々増えて来ています。

先程も言った、老人ホームの状況考えますと、常に、満室状態で、待っている方も、たくさんおられるという状況ですので、そう簡単には入れない。

また、介護保険法が変わって、介護度一・二の方は入れない。三からでないと特養には入れないという状況にも変わってきていますので、そういうことを考えると、在宅での診療というものを今後、力を入れて行かなければならないのかなというのは、一層強く感じます。

役場からもらった資料によりますと、六十五歳以上の人口は、六五一名で、これ、本村の人口比にすると三七%、六十五歳以上の単身世帯が、

約二五〇世帯もある訳です。老人ホームにも入れないということになると、やっぱり、それなりに元気で、自宅で生活するしかない訳ですよ。

当然、そこにお医者さんが出向いて診てもらおうという、こういう必要性は、段々高くなっていくことで、村長があげられた老人ホームの入居者の健康管理も含めた医療体制、それから、土曜・祝日の今現在不在となっている体制を常時医者がある状況ができないものか。

三点目は、在宅医療、これを目指して行こうということこそをそういう解釈で間違っていないと思うんですが、もし間違ったら後で言っていたきたいと思います。

それで、私の方から一つ、村長に、要望があるのですが、私が、三点の他に、村としても一つ考える必要があるのではないかなと思うのは、今、北海道が、どういう動きをしているかという部分を、やっぱり考えて行かなければならないと思うんです。

今、北海道では、十二月までに、地域医療構想を取りまとめて、国に、提出する計画であります。

これは、村長もご存じかもしれませんが、この地域医療構想というのは、ちよつと長いんですが、団塊の世代が、全て七十五歳以上となり、高齢化が一段と進行する二〇二五年(平成三十七年)を見据えて、病床の機能の分化・連携、在宅医療、介護の推進、医療・

看護師などの医療従事者の確保、それと地域包括ケアシステムの構築などの医療・介護サービスの提供を市町村単位、専門用語では、第一次医療圏と言うそうですけども、この市町村単位ではなくて、第二次医療圏、北海道を高度医療ができる都市を中核とした二十一ブロックに分けて、その単位の中で、それぞれ医療機関が特色を出して、尚且つ連携を取って、新しい医療の供給体制を構築して行こうという考えですが、やはり、これからも、さっき言った三点の他に、泊村としても、この道の流れに、当然ついて行かなければならないのかなと思います。

そしてまた、ある意味では、北海道地域医療ネットワークシステムとの連携というのも視野に入れて考えて行く必要があるのかなというふうな、個人的には思いますが、村長の考えをお伺いします。

牧野村長

この構想的なことも含めて、やはり、今もう、これからの時代は、高齢化社会というふうにして言われて、それなりに高齢化率が高くなって来ている。尚且つ介護する方々も、少なくなつて来ているというような状態の中で、そうすれば、どのような体制をそれぞれの自治体もって行かなければなら

いかということ、医師不足も含めた中で、道の方は、このような見解で、広域的連携の中の地域医療という構想を打ち出して来ております。

村も、この道との考え方は、当然、進めて行かなければならないし、先程言った医療体制の村の体制づくりも、きちんと確立して行かなければならないことは、当然、我々はやって行かなければならないことでございますので、そういう方向性で進めて行きたいと思っております。

### 大橋芳之議員(再々々質問)

最後になりますけれども、今までの日本全国の取り組みを見ますと、その医師問題、医者を探す場合、未だに首長が、政治生命を懸けて、医者を確保するということが珍しくはないですけれども、ただ、地域に送り込まれた専門医と住民が望んでいる医療との間に、大きなギャップが生まれているケースというのは、多々見受けられるようです。

それで、そういうことにならないように、機会があるごとに、村長から、情報の公開をお願いしまして、今後の医療体制を村民との共通理解の下で、医者を探して行くんだという認識を持って動いていただきたいと思いません。

あと一年半しか期間がありませんので、精力的に取り組んでいただきまして、泊村にふさわしい医療機関が見つかるように念じて質問を終わります。

## 議会を傍聴してみませんか

### 手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

(尚、傍聴人は、傍聴席での飲食又は喫煙は、泊村議会傍聴規則により禁じられております。)

## 意見書の提出

9月定例会において次の意見書等を議決し、地方自治法の規定により、関係機関へ提出しました。

### 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望致します。

記

- 1 「森林環境税(仮称)」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成28年9月27日

北海道古宇郡泊村議会

#### 【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣  
経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣・復興大臣

# 議 会 日 誌

平成二十八年六月十九日  
平成二十八年九月十六日

## 6月

14日・原子力発電所対策特別委員会  
(各議員出席)

16日・議会全員協議会 (各議員出席)

25日・柿木克弘個人演説会岩宇・南後志総決起集会 (議長出席)

27日・平成二十八年第四回臨時会 (各議員出席)

28日・平成二十八年第二回岩内・寿都地方消防組合議会臨時会 (副議長出席)

28日・平成二十八年第二回岩内地方衛生処理組合議会臨時会 (梅庭・酒井議員出席)

## 7月

1日・平成二十八年一般国道276号「岩内・共和道路」整備促進期成会総会 (議長出席)

3日・第三十八回課神恵内沖揚げまつり (議長出席)

4日・岩宇町村議会議員研修会 (石狩市 議員全員)

5日・北海道町村議会議員研修会 (札幌市 議員全員)

6日・堀株稲荷神社宵宮祭 (議長出席)

9日・泊稲荷神社宵宮祭 (議長出席)

11日・第二十二回後志町村議会議員パークゴルフ大会 (留寿都村 各議員出席)

11日～12日

・全国原子力発電所立地議会議長会役員会・総会及び第十回全国原子力発電所立地議会サミット臨時実行委員会 (東京都 議長出席)

15日・群来まつりに係る伊方町との交流会 (議長出席)

16日・第四十五回群来まつり (各議員出席)

19日・泊発電所環境保全監視協議会・一般国道276号「岩内・共和道路」整備促進期成会信号機設置に係る道警本部での要望 (札幌市 議長出席)

21日・平成二十八年一般国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会及び要望会 (余市・小樽市・札幌市 議長出席)

25日・議会だより編集委員会 (各議員出席)

・原子力発電所対策特別委員会 (各議員出席)

・産業経済常任委員会 (各議員出席)

26日・北海道高速道路建設促進期成会平成二十八年総会及びシンポジウム (札幌市 議長出席)

28日・福島県双葉町議会行政視察来庁 (議長・副議長出席)

## 8月

3日・とまり火葬場改築工事安全祈願祭 (各議員出席)

5日・むつみ荘合同慰霊祭 (議長出席)

6日・第四十四回いわない怒涛まつり開祭式 (議長出席)

7日・茅沼地域会七夕祭り (議長出席)

20日・第三十六回共和町かかし祭り開祭式 (議長出席)

24日・後志町村議会議員研修会 (仁木町 各議員出席)

29日・後志広域連合議会運営委員会・平成二十八年第一回後志広域連合議会臨時会 (俱知安町 議長出席)

## 9月

12日・議会全員協議会 (各議員出席)

14日・議会運営委員会 (各議員出席)

16日・平成二十八年泊村敬老会 (各議員出席)

# 編集後記

「議会だより」第二六二号をお届けいたします。

今回は、九月の第三回定例会について編集いたしました。

是非ご覧になって、村の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見、ご要望等がございましたら、遠慮なく議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

- 結 城 智
- 三 浦 弘 文
- 宇 留 間 文 宣
- 小 林 常 次
- 吉 田 茂 樹